

(平成31年2月19日提出)

平成31年2月議会定例会議案
(平成31年度分)

新 潟 市

平成31年2月議会定例会議案（平成31年度分）

目 次

議案第 1 号	平成31年度新潟市一般会計予算	1
議案第 2 号	平成31年度新潟市国民健康保険事業会計予算	12
議案第 3 号	平成31年度新潟市中央卸売市場事業会計予算	15
議案第 4 号	平成31年度新潟市と畜場事業会計予算	19
議案第 5 号	平成31年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	23
議案第 6 号	平成31年度新潟市介護保険事業会計予算	26
議案第 7 号	平成31年度新潟市公債管理事業会計予算	29
議案第 8 号	平成31年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算	32
議案第 9 号	平成31年度新潟市下水道事業会計予算	35
議案第10号	平成31年度新潟市水道事業会計予算	41
議案第11号	平成31年度新潟市病院事業会計予算	47
議案第12号	新潟市森林環境譲与税活用基金条例の制定について	52
議案第13号	新潟市事務分掌条例の一部改正について	54
議案第14号	新潟市手数料条例の一部改正について	55
議案第15号	新潟市職員定数条例の一部改正について	56
議案第16号	新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	57
議案第17号	新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	58
議案第18号	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について	59
議案第19号	新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について	61
議案第20号	新潟市立図書館条例の一部改正について	62
議案第21号	新潟市立小学校条例の一部改正について	63

議案第 2 2 号	新潟市奨学金条例及び新潟市社会人奨学金条例の一部改正について	・ 6 4
議案第 2 3 号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 6 5
議案第 2 4 号	新潟市営住宅条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 6 6
議案第 2 5 号	新潟市食肉センター条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 6 7
議案第 2 6 号	新潟市中央卸売市場業務条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 6 8
議案第 2 7 号	新潟市下水道条例及び新潟市浄化槽事業条例の一部改正について	・ ・ 7 0
議案第 2 8 号	新潟市地域下水道条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 7 2
議案第 2 9 号	新潟市給水条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 7 4
議案第 3 0 号	新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 7 6
議案第 3 1 号	新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例の一部改正について	・ ・ 7 7
議案第 3 2 号	新潟市職業訓練実習場条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 7 8
議案第 3 3 号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ 8 4
議案第 3 4 号	新潟市と燕市の境界変更の申請について	・ ・ ・ ・ ・ 8 7
議案第 3 5 号	町（字）の区域及び名称の変更について	・ ・ ・ ・ ・ 9 0
議案第 3 6 号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	・ ・ ・ ・ ・ 9 6
議案第 3 7 号	市道路線の認定及び廃止について	・ ・ ・ ・ ・ 別冊
議案第 3 8 号	教育委員会委員の選任について	・ ・ ・ ・ ・ 9 7
議案第 3 9 号	農業委員会委員の選任について	・ ・ ・ ・ ・ 9 8
議案第 4 0 号	土地利用審査会委員の選任について	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 3
議案第 4 1 号	包括外部監査契約の締結について	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 4

議案第1号

平成31年度新潟市一般会計予算

平成31年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ392,200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		135,124,369
	1 市民税	66,360,854
	2 固定資産税	49,067,181
	3 軽自動車税	2,037,529
	4 市たばこ税	4,985,914
	5 鉱産税	68,309
	6 入湯税	23,963
	7 事業所税	4,603,669
	8 都市計画税	7,976,950
2 地方譲与税		3,280,346
	1 地方揮発油譲与税	1,382,735
	2 自動車重量譲与税	1,723,000
	3 特別とん譲与税	44,352
	4 航空機燃料譲与税	21,279
	5 石油ガス譲与税	71,980
	6 森林環境譲与税	37,000
3 利子割交付金		200,025
	1 利子割交付金	200,025
4 配当割交付金		442,830
	1 配当割交付金	442,830
5 株式等譲渡所得割交付金		392,264
	1 株式等譲渡所得割交付金	392,264
6 分離課税所得割交付金		109,828

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	109,828
7 地方消費税交付金		14,633,756
	1 地方消費税交付金	14,633,756
8 ゴルフ場利用税交付金		19,774
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,774
9 自動車取得税交付金		361,996
	1 自動車取得税交付金	361,996
10 環境性能割交付金		29,207
	1 環境性能割交付金	29,207
11 軽油引取税交付金		5,374,266
	1 軽油引取税交付金	5,374,266
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		8,983
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,983
13 地方特例交付金		2,549,568
	1 地方特例交付金	979,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	1,570,568
14 地方交付税		57,175,000
	1 地方交付税	57,175,000
15 交通安全対策特別交付金		239,888
	1 交通安全対策特別交付金	239,888
16 石油貯蔵施設立地対策等交付金		60,269
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	60,269
17 分担金及び負担金		1,556,720
	1 分担金	176,721
	2 負担金	1,379,999
18 使用料及び手数料		8,756,734

款	項	金額
	1 使用料	6,073,176
	2 手数料	2,683,558
19 国庫支出金		64,697,520
	1 国庫負担金	50,018,240
	2 国庫補助金	14,387,166
	3 委託金	292,114
20 県支出金		20,151,363
	1 県負担金	12,913,664
	2 県補助金	5,522,190
	3 委託金	1,592,509
	4 県貸付金	123,000
21 財産収入		1,154,762
	1 財産運用収入	220,336
	2 財産売払収入	934,426
22 寄附金		397,400
	1 寄附金	397,400
23 繰入金		20,418
	1 基金繰入金	20,418
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		22,604,513
	1 延滞金・加算金及び過料	197,498
	2 貸付金元利収入	19,877,663
	3 受託事業収入	43,719
	4 収益事業収入	1,252,171
	5 雑入	1,233,462

款	項	金 額
26 市債		52,858,200
	1 市債	52,858,200
歲 入	合 計	392,200,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,024,555
	1 議会費	1,024,555
2 総務費		46,255,907
	1 総務管理費	42,157,396
	2 徴税費	2,912,907
	3 戸籍住民基本台帳費	465,123
	4 選挙費	329,155
	5 統計調査費	110,799
	6 人事委員会費	100,546
	7 監査委員費	179,981
3 民生費		119,566,541
	1 社会福祉費	10,824,928
	2 児童福祉費	43,682,973
	3 障がい福祉費	21,899,082
	4 生活保護費	17,432,729
	5 老人福祉費	25,672,809
	6 国民年金費	54,020
4 衛生費		25,892,758
	1 保健衛生費	15,054,540
	2 清掃費	10,838,218
5 労働費		1,153,107
	1 労働諸費	1,153,107
6 農林水産業費		6,686,213

款	項	金額
	1 農業費	3,374,810
	2 農地費	2,956,878
	3 水産業費	354,525
7 商工費		16,576,399
	1 商業費	15,006,208
	2 工業費	1,570,191
8 土木費		49,625,199
	1 土木管理費	1,090
	2 道路橋りょう費	20,887,072
	3 港湾空港費	353,811
	4 都市計画費	21,631,241
	5 公園緑地費	2,739,801
	6 都市排水応急対策費	592,179
	7 建築費	1,427,835
	8 住宅費	1,992,170
9 消防費		11,481,900
	1 消防費	11,481,900
10 教育費		61,576,505
	1 教育総務費	8,584,673
	2 小学校費	28,855,535
	3 中学校費	15,173,391
	4 高等学校費	1,522,439
	5 幼稚園費	536,954
	6 特別支援学校費	1,617,574
	7 生涯学習費	2,833,296
	8 保健給食費	2,452,643

款	項	金額		
11 公債費		44,281,226		
	1 公債費	44,281,226		
12 諸支出金		7,979,690		
	1 普通財産取得費	200,000		
	2 開発公社費	7,779,690		
13 予備費		100,000		
	1 予備費	100,000		
歳	出	合	計	392,200,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)市役所ふるまち庁舎引越業務委託	平成32年度	23,000
情報システムデータ入力事業	平成32年度から平成34年度まで	146,556
北区役所庁舎整備事業	平成32年度	1,158,000
児童手当・こども医療費助成システム再構築事業	平成32年度	62,598
新潟市障がい者住宅整備資金融資損失補償(平成31年度)	資金を貸付けた日から約定償還期限到来後2年を経過した日まで	約定償還期限到来後1年を経過して、なお元利金(遅延利子を含む。以下同じ。)が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度として融資機関に対して損失補償する。
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金損失補償(平成31年度)	平成31年度から平成48年度まで	新潟県信用保証協会が新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金のための信用保証による代位弁済をした場合に、その損失を限度として当該信用保証協会に対して損失補償する。
地域環境保全林整備事業用地先行取得契約〔相手方 新潟市土地開発公社〕	平成31年度から平成32年度まで	230,000
国営かんがい排水事業資金償還金(新川流域地区)	平成32年度から平成47年度まで	958,505
産業振興センター大規模改修事業	平成32年度	760,000
道路橋りょう維持補修事業(平成31年度)	平成32年度	200,000
除雪対策事業(平成31年度)	平成32年度から平成36年度まで	200,000
主要地方道新潟中央環状線(黒埼工区)北陸自動車道跨道橋架橋事業(その1)(平成31年度)	平成32年度から平成33年度まで	670,000
主要地方道新潟中央環状線(信濃川渡河工区)橋りょう整備事業(その1)(平成31年度)	平成32年度	570,000
市道葛塚南線橋りょう整備事業(平成31年度)	平成32年度から平成33年度まで	200,000
一般国道460号臼井橋旧橋撤去事業(平成31年度)	平成32年度	48,000
道路橋りょう事業(平成31年度)	平成32年度	200,000
都市計画道路秋葉程島線事業用地先行取得契約〔相手方 新潟市土地開発公社〕	平成31年度から平成32年度まで	152,000
都市計画道路新津新町・大久保線事業用地先行取得契約〔相手方 新潟市土地開発公社〕	平成31年度から平成32年度まで	74,000
橋りょう定期点検事業	平成32年度	30,000

事 項	期 間	限 度 額
新潟駅高架下交通広場整備事業	平成32年度から 平成34年度まで	1,976,000
新潟駅万代広場整備に伴う万代改札移設事業	平成32年度	500,000
公共建築物特定天井安全対策事業	平成32年度	118,000
新潟市火災共済生活協同組合に対して行う支払資金の貸付補償	平成31年度	新潟市火災共済生活協同組合が行う火災共済事業において、同組合が保有する支払資金をもってしても共済責任を果たすことができないと認めた場合において、100,000千円を限度として貸付けるものとする。
潟東小学校移転改築・潟東中学校一部改築事業	平成32年度	1,417,700
東特別支援学校整備事業	平成32年度	154,600
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務（平成31年度）	平成31年度から 平成41年度まで	元金1,217,000,000千円及び当該額に対する利子相当額
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	平成31年度から 平成35年度まで	新潟市土地開発公社が平成31年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額100,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	平成31年度から 平成32年度まで	新潟市土地開発公社が平成31年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額7,800,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	5,418,000	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について利率の見直し を行った後においては 、当該見直し後の利率	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であつて も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。
コミュニティ施設整備事業費	424,200			
文化施設整備事業費	16,500			
体育施設整備事業費	22,900			
防災設備整備事業費	12,100			
保育所整備事業費	739,300			
ひまわりクラブ整備事業費	236,000			
病児保育施設整備事業費	37,800			
障がい福祉施設整備事業費	8,100			
老人福祉施設整備事業費	146,300			
水道事業出資金	326,600			
斎場整備事業費	100,000			
ごみ処理施設整備事業費	175,500			
公害防止対策事業費	4,400			
県営土地改良事業費負担金	419,900			
団体営土地改良事業費	94,500			
漁港整備事業費	104,300			
商工施設整備事業費	666,000			
道路橋りょう整備事業費	10,172,500			
急傾斜地整備事業費	11,000			
新潟空港整備事業費負担金	66,600			
都市計画施設整備事業費	951,700			
街路事業費	2,244,300			
公園緑地整備事業費	552,900			
都市排水応急対策事業費	95,700			
公共建築物保全適正化推進事業費	750,600			
公営住宅建設事業費	465,100			
消防施設整備事業費	1,527,900			
小学校校舎屋体建設事業費	1,565,600			
小学校大規模改造事業費	791,700			
中学校大規模改造事業費	318,800			
特別支援学校整備事業費	196,100			
特別支援学校大規模改造事業費	9,300			
給食センター建設事業費	4,000			
臨時財政対策費	24,182,000			

議案第 2 号

平成 3 1 年度新潟市国民健康保険事業会計予算

平成 3 1 年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 3, 4 9 0, 6 2 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		
	1 国民健康保険料	14,384,572
2 国民健康保険税		
	1 国民健康保険税	
3 使用料及び手数料		
	1 手数料	
4 国庫支出金		
	1 国庫補助金	
5 県支出金		52,590,773
	1 県補助金	
6 連合会支出金		
	1 連合会補助金	
7 財産収入		
	1 財産運用収入	
8 繰入金		
	1 他会計繰入金	5,981,127
	2 基金繰入金	
9 繰越金		
	1 繰越金	
10 諸収入		194,669
	1 延滞金・加算金及び過料	
	2 雑入	
歳 入	合 計	73,490,628

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		
	1 総務管理費	1,314,642
	2 徴収費	
	3 運営協議会費	
2 保険給付費		
	1 療養諸費	
	2 高額療養費	
	3 移送費	
	4 出産育児諸費	148,732
	5 葬祭諸費	
3 国民健康保険事業費納付金		
	1 医療給付費分	
	2 後期高齢者支援金等分	
	3 介護納付金分	
4 保健事業費		
	1 保健事業費	73,280
	2 特定健康診査等事業費	
5 基金積立金		
	1 基金積立金	
6 諸支出金		80,610
	1 償還金及び還付加算金	
歳 出	合 計	73,490,628

議案第 3 号

平成 3 1 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算

平成 3 1 年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 2 9 5, 3 2 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場収入		416,094
	1 使用料	416,093
	2 手数料	1
2 財産収入		123,232
	1 財産運用収入	123,232
3 繰入金		617,733
	1 他会計繰入金	567,549
	2 基金繰入金	50,184
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		136,965
	1 雑入	136,965
6 市債		1,300
	1 市債	1,300
歳 入	合 計	1,295,325

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		397,670
	1 市場費	397,670
2 公債費		897,275
	1 公債費	897,275
3 基金積立金		80
	1 基金積立金	80
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	1,295,325

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場施設整備事業費	1,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第4号

平成31年度新潟市と畜場事業会計予算

平成31年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255,043千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		140,296
	1 使用料	140,296
2 財産収入		1,191
	1 財産運用収入	1,191
3 繰入金		79,477
	1 他会計繰入金	79,477
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,078
	1 雑入	2,078
6 市債		32,000
	1 市債	32,000
歳 入	合 計	255,043

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 と畜場費		214,689
	1 と畜場費	214,689
2 公債費		40,254
	1 公債費	40,254
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	255,043

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設設備改善工事費	32,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 5 号

平成 3 1 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

平成 3 1 年度新潟市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 9 8, 1 5 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,403
	1 他会計繰入金	2,403
2 繰越金		56,058
	1 繰越金	56,058
3 諸収入		339,691
	1 貸付金元利収入	326,103
	2 雑入	13,588
歳 入	合 計	398,152

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		398, 152
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	398, 152
歳 出	合 計	398, 152

議案第 6 号

平成 3 1 年度新潟市介護保険事業会計予算

平成 3 1 年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 0, 8 1 1, 1 2 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		17,016,209
	1 介護保険料	17,016,209
2 使用料及び手数料		10,263
	1 手数料	10,263
3 国庫支出金		18,523,244
	1 国庫負担金	13,420,112
	2 国庫補助金	5,103,132
4 県支出金		11,524,807
	1 県負担金	10,938,422
	2 県補助金	586,385
5 支払基金交付金		20,907,983
	1 支払基金交付金	20,907,983
6 財産収入		660
	1 財産運用収入	660
7 繰入金		12,821,730
	1 一般会計繰入金	12,385,838
	2 基金繰入金	435,892
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		6,232
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	6,231
歳 入	合 計	80,811,129

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,936,295
	1 総務管理費	1,248,514
	2 徴収費	99,483
	3 介護認定調査・審査会費	588,298
2 保険給付費		74,949,339
	1 介護サービス等諸費	67,775,299
	2 介護予防サービス等諸費	2,109,564
	3 その他諸費	42,680
	4 高額介護サービス等費	1,741,124
	5 高額医療合算介護サービス等費	159,333
	6 特定入所者介護サービス等費	3,121,339
3 地域支援事業費		3,923,835
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,392,012
	2 一般介護予防事業費	88,164
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,436,194
	4 その他諸費	7,465
4 基金積立金		660
	1 基金積立金	660
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	80,811,129

議案第7号

平成31年度新潟市公債管理事業会計予算

平成31年度新潟市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,201,226千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		51,935,226
	1 他会計繰入金	44,261,226
	2 基金繰入金	7,674,000
2 市債		20,266,000
	1 市債	20,266,000
歳 入	合 計	72,201,226

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		72,201,226
	1 公債費	72,201,226
歳 出	合 計	72,201,226

議案第 8 号

平成 3 1 年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算

平成 3 1 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 7 2 9, 5 1 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		6,628,601
	1 後期高齢者医療保険料	6,628,601
2 国庫支出金		269
	1 国庫補助金	269
3 繰入金		1,865,418
	1 他会計繰入金	1,865,418
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		235,221
	1 延滞金・加算金及び過料	793
	2 償還金及び還付加算金	12,034
	3 受託事業収入	217,457
	4 雑入	4,937
歳 入	合 計	8,729,510

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		120,565
	1 総務管理費	120,565
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,189,098
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,189,098
3 保健事業費		407,312
	1 健康保持増進事業費	407,312
4 諸支出金		12,035
	1 償還金及び還付加算金	12,035
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	8,729,510

議案第9号

平成31年度新潟市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度新潟市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道への接続世帯数 294,000世帯

(2) 年間有収水量 71,771,000^m³

1日平均有収水量 196,000^m³

(3) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 15,999,189千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息5,369,230千円の財源に充てるため、企業債90,500千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	32,913,937
第1項 営業収益	21,921,963
第2項 営業外収益	10,991,973
第3項 特別利益	1

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	31,281,477
第1項 営業費用	25,909,894
第2項 営業外費用	5,369,230
第3項 特別損失	1,853
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12,412,827千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額918,949千円、当年度損益勘定留保資金等10,708,988千円及び当年度利益剰余金処分量784,890千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	26,361,899
第1項 企業債	18,578,100
第2項 国県補助金	5,083,161
第3項 他会計補助金	2,590,780
第4項 負担金	109,858

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	38,774,726
第1項 建設改良費	17,273,840
第2項 企業債償還金	21,500,886

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項, 期間及び限度額は, 次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
鳥屋野・万代・下所島排水区 雨水バイパス管下水道工事	平成32年度から 平成36年度まで	7,000,000
松浜第1排水区三軒屋町 雨水貯留管下水道工事	平成32年度から 平成34年度まで	1,500,000
白山下水道橋耐震補強工事	平成32年度から 平成33年度まで	180,000
中部下水処理場ガスタンク設備工事	平成32年度	310,000
中部下水処理場汚水除塵機設備工事	平成32年度	290,000
中部下水処理場ケーキホッパ設備工事	平成32年度	200,000
中部下水処理場次亜塩貯留タンク設備工事	平成32年度	110,000
木戸ポンプ場監視計装設備工事	平成32年度	130,000
中部処理区合流改善調整池設備工事	平成32年度	720,000
公共下水道建設改良事業	平成32年度	1,500,000
公共下水道維持管理事業	平成32年度	100,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	10,637,100	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中でもあっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
流域下水道 建設事業	558,400			
特定環境保全 公共下水道 建設事業	367,700			
公設浄化槽 建設事業	36,900			
農業集落排水 建設事業	32,100			
下水道事業債 (特別措置分)	455,600			
借換債	1,280,800			
資本費平準化 債	5,300,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,531,703千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,352,021千円である。

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

議案第10号

平成31年度新潟市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------------|--------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 329,000戸 |
| (2) | 年間総配水量 | 97,781,000m ³ |
| | 1日平均配水量 | 267,000m ³ |
| (3) | 主要な建設改良事業 | |
| | 基幹管路更新事業 | 2,425,220千円 |
| | 基幹管路整備事業 | 954,820千円 |
| | 配水支管更新事業 | 2,684,055千円 |
| | 阿賀野川浄水場施設整備事業 | 603,720千円 |
| | 配水場施設整備事業 | 546,480千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	17,345,909
第1項 営業収益	15,446,958
第2項 営業外収益	1,432,492
第3項 特別利益	466,459

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	15,866,771
第1項 営業費用	14,341,097
第2項 営業外費用	766,600
第3項 特別損失	754,074
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,263,125千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額693,044千円、当年度損益勘定留保資金4,907,480千円及び建設改良積立金1,662,601千円で補てんするものとする。）。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	4,692,787
第1項 企業債	3,767,000
第2項 国庫補助金	288,245
第3項 出資金	322,000
第4項 固定資産売却代金	1
第5項 消火栓設置負担金	58,791
第6項 補償金	250,750
第7項 投資償還金	6,000

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	11,955,912
第1項 建設改良費	9,223,938
第2項 企業債償還金	2,731,974

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
送水管更新工事基本設計業務	平成32年度	50,000
青山浄水場施設整備実施設計業務	平成32年度	77,000
取水施設撤去工事	平成32年度	94,000
浄水用薬品購入経費	平成32年度	140,000
水道週間行事企画・運営業務	平成32年度	10,000
企業会計システム再構築業務	平成32年度	84,000
配水管布設工事	平成32年度	1,700,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹管路更新事業	1,409,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
配水支管更新事業	1,509,000			
阿賀野川浄水場施設整備事業	445,000			
配水場施設整備事業	404,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2, 834, 468千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、208, 000千円と定める。

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 号

平成 3 1 年度新潟市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 3 1 年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

6 7 6 床 一般病床 6 5 2 床

精神病床 1 6 床

感染症病床 8 床

(2) 年間患者数

入院患者 2 1 7, 2 5 1 人

外来患者 2 4 9, 6 0 0 人

(3) 主要な建設改良事業

市民病院器械備品購入 7 7 1, 2 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	25,002,235
第1項 医業収益	21,408,095
第2項 医業外収益	3,562,111
第3項 附帯事業収益	22,029
第4項 特別利益	10,000

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	25,455,579
第1項 医業費用	24,852,314
第2項 医業外費用	540,547
第3項 附帯事業費用	51,718
第4項 特別損失	10,000
第5項 予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額813,189千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収入調整額2,037千円及び過年度損益勘定留保資金811,152千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	1,603,497
第1項 企業債	718,200
第2項 負担金交付金	885,297

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	2,416,686
第1項 建設改良費	902,891
第2項 企業債償還金	1,513,795

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	718,200	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用、附帯事業費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(2) 医業費用、附帯事業費用及び特別損失に計上した職員給与費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,998,886千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,900,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
器械備品	全身用2管球搭載型X線CT診断装置	1式
器械備品	超音波洗浄装置	1式

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 2 号

新潟市森林環境譲与税活用基金条例の制定について

新潟市森林環境譲与税活用基金条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市森林環境譲与税活用基金条例

(設置)

第 1 条 地球温暖化の防止及び災害の防止を目的として、森林整備等の必要な事業を行うため、新潟市森林環境譲与税活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 間伐等の森林整備及び森林における路網等の整備を推進するための経費の財源に充てる場合

(2) 森林整備を担う人材の育成及び担い手の確保並びにそれらを推進する体制の構築のための経費の財源に充てる場合

(3) 森林の有する公益的機能に関する普及啓発，木材の利用の促進その他の森林の整備の促進のための経費に充てる場合

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか，基金の管理に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

議案第 13 号

新潟市事務分掌条例の一部改正について

新潟市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市事務分掌条例の一部を改正する条例

新潟市事務分掌条例（平成 18 年新潟市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「地域・魅力創造部」を「政策企画部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（新潟市行政区画審議会設置条例の一部改正）

2 新潟市行政区画審議会設置条例（平成 17 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「地域・魅力創造部」を「政策企画部」に改める。

議案第 1 4 号

新潟市手数料条例の一部改正について

新潟市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成 1 2 年新潟市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（9）の表 1 の項を削り，同表 2 の項中「1 冊につき 3 0 0 円」を「1 件につき 3 0 0 円」に改め，同項を同表 1 の項とし，同表 3 の項を同表 2 の項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表のうち（9）の表 1 の項の規定は，この条例の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し，同日前になされた申請に係る手数料については，なお従前の例による。

議案第 15 号

新潟市職員定数条例の一部改正について

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例

新潟市職員定数条例（昭和 25 年新潟市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「1, 125 人」を「1, 145 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第16号

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 17 号

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年新潟市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 147.5、12 月に支給する場合には 100 分の 162.5」を「100 分の 155」に改める。

(新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年新潟市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「6 月に支給する場合には 100 分の 147.5、12 月に支給する場合には 100 分の 162.5」を「100 分の 155」に改め、「それぞれその」を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成 16 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 新潟市北部総合コミュニティセンターの項中「新潟市中央区附船町 1 丁目 4 3 8 5 番地 1」を「新潟市中央区稲荷町 3 5 1 1 番地 1」に、「体育館，練習室，卓球場，調理実習室，音楽室，ギャラリー，教室，和室，大ホール，小ホール，資料室，談話室」を「活動室，和室，大ホール，小ホール，音楽室，調理室，武道場，体育館」に改める。

別表第 4 のうち 2 の表を次のように改める。

2 新潟市北部総合コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
活動室 1 0 1	1 時間につき	3 0 0
活動室 2 0 1	1 時間につき	3 0 0
活動室 2 0 2	1 時間につき	3 0 0
活動室 2 0 3	1 時間につき	3 0 0
活動室 2 0 4	1 時間につき	3 0 0
活動室 3 0 1	1 時間につき	3 0 0
活動室 4 0 1	1 時間につき	3 0 0
活動室 4 0 2	1 時間につき	3 0 0

和室 3 0 2	1 時間につき	3 0 0
和室 3 0 3	1 時間につき	3 0 0
和室 4 0 3	1 時間につき	3 0 0
和室 4 0 4	1 時間につき	3 0 0
大ホール 2 0 5	1 時間につき	8 0 0
大ホール 2 0 6	1 時間につき	8 0 0
大ホール 3 0 4	1 時間につき	8 0 0
大ホール 4 0 5	1 時間につき	8 0 0
小ホール 2 0 7	1 時間につき	4 0 0
小ホール 5 0 1	1 時間につき	4 0 0
音楽室	1 時間につき	6 0 0
調理室	1 時間につき	4 5 0
武道場	1 時間につき	6 0 0
体育館	1 時間につき	1, 5 0 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 新潟市北部総合コミュニティセンターの指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し並びに利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為、利用者が行う利用の取止めの申出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

議案第 19 号

新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中央区入舟健康センターの項中「新潟市中央区附船町 1 丁目 4 3 8 5 番地 1」を「新潟市中央区稲荷町 3 5 1 1 番地 1」に改め、「機能訓練室」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 20 号

新潟市立図書館条例の一部改正について

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例

新潟市立図書館条例（平成 19 年新潟市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表新潟市立舟江図書館の項中「新潟市中央区附船町 1 丁目 4385 番地 1」を「新潟市中央区稲荷町 3511 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 21 号

新潟市立小学校条例の一部改正について

新潟市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立小学校条例の一部を改正する条例

新潟市立小学校条例（昭和 39 年新潟市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市立笹山小学校の項を削り，同表に次のように加える。

新潟市立新通つばさ小学校

新潟市西区大野 137 番地

附 則

この条例は，平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

新潟市奨学金条例及び新潟市社会人奨学金条例の一部改正について

新潟市奨学金条例及び新潟市社会人奨学金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市奨学金条例及び新潟市社会人奨学金条例の一部を改正する条例

(新潟市奨学金条例の一部改正)

第 1 条 新潟市奨学金条例（平成 19 年新潟市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号オ中「短期大学」の次に「（専門職短期大学を含む。以下同じ。）」を加え、同号カ中「大学に在学する者」を「大学（専門職大学を含む。以下同じ。）に在学する者」に改める。

(新潟市社会人奨学金条例の一部改正)

第 2 条 新潟市社会人奨学金条例（平成 20 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号イ中「短期大学」の次に「（専門職短期大学を含む。）」を加え、同号ウ中「大学」の次に「（専門職大学を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 34 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 5 中「580,000 円」を「610,000 円」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「580,000 円」を「610,000 円」に改め、同項第 2 号中「275,000 円」を「280,000 円」に改め、同項第 3 号中「500,000 円」を「510,000 円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「580,000 円」を「610,000 円」に改める。

第 21 条の 3 第 2 項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 24 号

新潟市営住宅条例の一部改正について

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例

新潟市営住宅条例（平成 9 年新潟市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 二葉町第 2 住宅の項の次に次のように加える。

古町みなと住宅	新潟市中央区古町通 1 3 番町
---------	------------------

別表第 4 二葉町第 2 住宅駐車場の項の次に次のように加える。

古町みなと住宅駐車場	新潟市中央区古町通 1 3 番町	6, 000 円
------------	------------------	----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 32 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新潟市営住宅条例の規定により最初に古町みなと住宅及び古町みなと住宅駐車場（以下「古町みなと住宅等」という。）の指定管理者の指定をする場合においては、市長は、新潟市営住宅条例第 57 条の規定にかかわらず、同条第 2 項各号に掲げる基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が古町みなと住宅等の設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を古町みなと住宅等の指定管理者として指定することができる。

（準備行為）

- 3 古町みなと住宅等の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 25 号

新潟市食肉センター条例の一部改正について

新潟市食肉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市食肉センター条例の一部を改正する条例

新潟市食肉センター条例（平成 5 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表と畜場使用料の項中「2, 324」を「2, 367」に、「566」を「576」に、「710」を「723」に、「237」を「241」に、「154」を「157」に改め、同表冷蔵庫施設使用料の項中「157, 269」を「160, 181」に改め、同表部分肉処理施設使用料の項中「1, 153, 337」を「1, 174, 696」に改め、同表厚生施設使用料の項中「35, 588」を「36, 247」に、「71, 280」を「72, 600」に改め、同表事務所使用料の項中「730」を「744」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の新潟市食肉センターの使用に係る使用料について適用し、同日前の新潟市食肉センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 26 号

新潟市中央卸売市場業務条例の一部改正について

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

新潟市中央卸売市場業務条例（昭和 46 年新潟市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条中「（卸売金額）を削り，「100分の108」を「100分の110」に，「をいう。以下同じ。）に第 66 条第 1 項」を「に第 66 条第 1 項」に改める。

第 57 条第 4 項中「100分の108を乗じて」を「当該価格の消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率に相当する額をいう。以下同じ。）を加算して」に改める。

第 62 条第 3 項中「卸売金額」の次に「（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に当該金額の消費税等相当額を加算して得た額をいう。以下同じ。）」を加える。

第 65 条第 1 項中「100分の108を乗じて」を「当該合計額の消費税等相当額を加算して」に改める。

第 69 条第 1 項中「100分の108を乗じて」を「当該額の消費税等相当額を加算して」に改める。

別表卸売業者市場使用料の項中「卸売金額」の次に「から当該卸売金額の消費税等相当額を減じて得た額に 100分の110を乗じて得た額」を加え，同表仲卸業者市場使用料の項中「販売金額」の次に「から当該販売金額の消費税等相当額を減じて得た額に 100分の110を乗じて得た額」を加え，同表卸売業者売場使用料の項中「460円」を「468円」に改め，同表仲卸業者売場使用料の項中「1,031円」を「1,050円」に

改め、同表業者事務所使用料の項中「969円」を「987円」に、「783円」を「797円」に改め、同表関連事業所使用料の項及び保管所使用料の項中「1,031円」を「1,050円」に改め、同表駐車場使用料の項中「3,086円」を「3,143円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の認可を受けた日後において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第53条、第57条第4項、第62条第3項、第65条第1項及び第69条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の取引について適用し、同日前の取引については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日の属する月の使用料から適用し、当該月の前月までの使用料については、なお従前の例による。

議案第 27 号

新潟市下水道条例及び新潟市浄化槽事業条例の一部改正について

新潟市下水道条例及び新潟市浄化槽事業条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市下水道条例及び新潟市浄化槽事業条例の一部を改正する条例

(新潟市下水道条例の一部改正)

第 1 条 新潟市下水道条例（平成 7 年新潟市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「表の額に 100 分の 108」を「額に 100 分の 110」に改める。

(新潟市浄化槽事業条例の一部改正)

第 2 条 新潟市浄化槽事業条例（平成 22 年新潟市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 3 項から第 5 項までの規定中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(新潟市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 前項に掲げる施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料の額については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が平成 31 年 10 月 31 日後であるものにあつては、当該確定し

たもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する基本料金及び超過料金の合計額並びに公衆浴場汚水の額を前回確定日（施行日前の直近の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限り、使用料の額については、なお従前の例による。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（新潟市浄化槽事業条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 施行日前から継続している公設浄化槽の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料の額については、なお従前の例による。

- 6 施行日前から継続している公設浄化槽の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が平成31年10月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する新潟市浄化槽事業条例第22条第3項の表に掲げる額を前回確定日（施行日前の直近の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限り、使用料の額については、なお従前の例による。

- 7 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第 28 号

新潟市地域下水道条例の一部改正について

新潟市地域下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地域下水道条例の一部を改正する条例

新潟市地域下水道条例（昭和 58 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「表の額に 100 分の 108」を「額に 100 分の 110」に改める。

第 7 条第 1 号中「第 14 条まで」の次に「，第 15 条の 2」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 7 条第 1 号の改正規定 平成 31 年 4 月 1 日

（2） 前号に掲げる改正規定以外の規定 平成 31 年 10 月 1 日

（経過措置）

2 前項第 2 号に掲げる施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している地域下水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料の額については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続している地域下水道の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が平成 31 年 10 月 31 日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する基本料金及び超過料金の合計額を前回確定日（施行日前の直近の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限り、使用料の額については、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第 29 号

新潟市給水条例の一部改正について

新潟市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給水条例の一部を改正する条例

新潟市給水条例（昭和 33 年新潟市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項、第 33 条の 2 第 1 項及び附則第 21 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続している水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が平成 31 年 10 月 31 日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する基本料金及び従量料金の合計額を前回確定日（施行日前の直近の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限り、料金の額については、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

5 改正後の第33条の2第1項及び附則第21項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造（水道メーターの口径を増す改造に限る。）の申込みをする者に係る加入金について適用し、施行日前に当該申込みをした者に係る加入金については、なお従前の例による。

議案第 30 号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟市病院事業使用料及び手数料条例（昭和 34 年新潟市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表入院室料差額の項中「6,480円」を「6,600円」に、「16,200円」を「16,500円」に改め、同表非紹介患者初診時負担額の項中「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表紹介後患者再診時負担額の項中「2,700円」を「2,750円」に、「1,620円」を「1,650円」に改め、同表診断書等の交付手数料の項中「7,560円」を「7,700円」に改め、同表備考 1 中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

議案第 31 号

新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例の一部改正について

新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例（平成 28 年新潟市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定の適用を受ける病院の開設者であつて、平成 30 年 6 月 30 日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを再び届け出たものに対する同項の規定の適用については、同項中「平成 30 年 3 月 31 日」とあるのは、「平成 36 年 3 月 31 日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

新潟市職業訓練実習場条例の一部改正について

新潟市職業訓練実習場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職業訓練実習場条例の一部を改正する条例

新潟市職業訓練実習場条例（昭和 5 8 年新潟市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市職業訓練センター条例

第 1 条中「を行う」を「、各種検定、研修等を行う場を」に改め、「施設を」を削り、「もつて労働者等の職業生涯を通ずる教育訓練体制を確立するとともに、地域経済社会の発展に寄与する」を「職業能力の開発及び向上並びに技能及び知識の取得を促進する」に、「新潟市職業訓練実習場」を「新潟市職業訓練センター（以下「センター」という。）」に改める。

第 1 5 条中「実習場の管理」を「この条例の施行」に改め、同条を第 2 0 条とする。

第 9 条から第 1 4 条までを削る。

第 8 条の見出しを「（許可の取消し等）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「利用者及び実習場の入場者」を「もの」に、「実習場から」を「センターから」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「違反している者」を「違反しているもの」に改め、同項第 3 号中「実習場の利用の」を「この条例の規定による」に、「受けた者」を「受けたもの」に改め、同条第 2 項中「実習場の管理上」を「センターの管理上」に、「利用者及び実習場の入場者」を「利用者等」に、「し、又は同項に規定する必要な措置を命ずる」を「する」に改め、同条を第 1 7 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(原状回復)

第18条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 実習室等の利用を終了した場合
- (2) この条例の規定による許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) センターからの退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第19条 利用者等は、センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長はやむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

第7条中「実習場」を「センター」に改め、同条を第16条とする。

第6条各号列記以外の部分中「実習場の入場者」を「センターの入場者（以下「利用者等」という。）」に、「実習場に」を「センターに」に改め、同条第3号中「汚損するおそれのある行為をする」を「損傷し、亡失し、又は汚損する」に改め、同条第4号中「実習場」を「センター」に改め、同条を第15条とする。

第5条を削る。

第4条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「実習場」を「実習室等」に改め、同条第1号中「実習場」を「実習室等」に改め、同条第2号中「実習場」を「実習室等」に改め、「設備を」の次に「損傷し、又は」を加え、同条第3号及び第4号中「実習場」を「実習室等」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の7条を加える。

(利用の取止めの申出)

第8条 実習室等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、実習室等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(使用料)

第9条 市長は、利用者から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の納付時期)

第10条 使用料は、市長が実習室等の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第11条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第17条第2項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可外の利用の禁止)

第13条 利用者は、実習室等をその許可の目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(特別の設備の制限)

第14条 利用者は、実習室等の利用に際し特別の設備を使用する場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

第3条第1項中「実習場」を「第2条各号に掲げる施設（以下「実習室等」という。）」に、「者は」を「ものは」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

第2条各号列記以外の部分中「新潟市職業訓練実習場（以下「実習場」という。）」を「センター」に、「者は」を「ものは」に、「者と」を「ものと」に改め、同条第1号中「、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条に規定する認定職業訓練を

行う事業主及び」を「職業訓練，各種検定，研修等を実施する事業主，」に改め，同条第2号を次のように改める。

(2) 職業能力の開発及び向上の促進を目的として利用するもの

第2条に次の1号を加え，同条を第5条とする。

(3) 前2号に掲げるもののほか，技能及び知識の取得の促進を目的とする利用で，市長が特に認めるもの

第1条の次に次の3条を加える。

(施設)

第2条 センターに，次に掲げる施設を置く。

(1) 実習室

(2) 教室

(3) 会議室

(4) 視聴覚室

(5) 和室

(開館日)

第3条 センターの開館日は，土曜日及び日曜日（これらの日が8月13日から同月15日まで及び12月29日から翌年1月3日までの日に当たる場合を除く。）とする。ただし，市長が特に必要があると認める場合は，臨時にこれを変更することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は，午前9時から午後5時までとする。ただし，市長が特に必要があると認める場合は，臨時にこれを変更することができる。

別表第2を削り，別表第1を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名	使用料の額（円）	
	午前	午後
第1実習室	1,000	1,300
第2実習室	3,600	4,800
第3実習室	1,100	1,500
第1教室	700	1,000
第2教室	700	1,000
第3教室	700	1,000
第4教室	700	1,000
第5教室	700	1,000
第6教室	700	1,000
第7教室	300	400
第1会議室	300	500
第2会議室	700	1,000
視聴覚室	1,400	1,900
和室	500	800

備考

- 1 表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
- 2 利用時間が備考1に規定する利用時間に満たない場合でも、時間割計算は、行わない。
- 3 午前及び午後の区分を継続して利用する場合の使用料の額は、各区分の使用料の額の合計額とする。
- 4 備考1に規定する利用時間以外の時間（備考3に規定する場合における正午から

午後1時までの時間を除く。)に利用する場合の使用料の額は、1時間につき、その利用が正午から午後1時までのときは午前の、午後5時から翌日午前9時までのときは午後の使用料の額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

5 使用料の額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

6 センターの附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 センターの利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し、使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市職業訓練センター条例の規定の例により行うことができる。

議案第 33 号

新潟市建築関係手数料条例の一部改正について

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 21 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 17 項中「に対する審査」の次に「（次項及び第 19 項に規定するものを除く。）」を加え、「（法第 48 条第 15 項ただし書に規定する場合における審査にあつては、105,000 円）」を削り、同表第 76 項中「第 69 項」を「第 75 項」に改め、同項を同表第 82 項とし、同表第 75 項中「第 68 項」を「第 74 項」に改め、同項を同表第 81 項とし、同表第 61 項から第 74 項までを 6 項ずつ繰り下げ、同表第 60 項中「第 63 項」を「第 69 項」に改め、同項を同表第 66 項とし、同表第 53 項から第 59 項までを 6 項ずつ繰り下げ、同表第 52 項中「第 54 項」を「第 60 項」に、「第 56 項」を「第 62 項」に改め、同項を同表第 58 項とし、同表第 48 項から第 51 項までを 6 項ずつ繰り下げ、同表第 47 項中「第 49 項」を「第 55 項」に、「第 51 項」を「第 57 項」に改め、同項を同表第 53 項とし、同表第 46 項を同表第 52 項とし、同表第 45 項中「第 86 条の 8 第 1 項」の次に「若しくは法第 87 条の 2 第 1 項」を加え、「同条第 3 項」を「法第 86 条の 8 第 3 項（法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同表第 49 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

50 法第 87 条の 3 第 5 項の規定による興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
51 法第 87 条の 3 第 6 項の規定による特別興	1 件につき 160,000 円

行場等としての使用の許可の申請に対する審査	
-----------------------	--

別表中第44項を第48項とし、第28項から第43項までを4項ずつ繰り下げ、第27項を第30項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>31 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査、同条第5項第2号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査又は同条第9項第2号の規定による建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 160,000円</p>
---	-----------------------

別表中第26項を第29項とし、第21項から第25項までを3項ずつ繰り下げ、同表第20項中「第53条第5項第3号」を「第53条第5項又は第6項第3号」に改め、同項を同表第23項とし、同表中第19項を第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>22 法第53条第4項の規定による建築物の遮蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 33,000円</p>
---	----------------------

別表中第18項を第20項とし、第17項の次に次の2項を加える。

<p>18 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域等内に</p>	<p>1件につき 105,000円</p>
--	-----------------------

<p>における建築物の建築等の許可の申請に対する審査（法第48条第16項第1号に規定する場合における審査に限り，次項に規定するものを除く。）</p>	
<p>19 法第48条第1項ただし書，第2項ただし書，第3項ただし書，第4項ただし書，第5項ただし書，第6項ただし書及び第7項ただし書（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域内における建築物の建築等の許可の申請に対する審査（法第48条第16項第2号に規定する場合における審査に限る。）</p>	<p>1件につき 140,000円</p>

附 則

この条例は，建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

議案第 3 4 号

新潟市と燕市の境界変更の申請について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 条第 1 項の規定により，新潟市と燕市との境界を別紙のとおり変更することを新潟県知事に申請するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

別 紙

新潟市に編入する区域

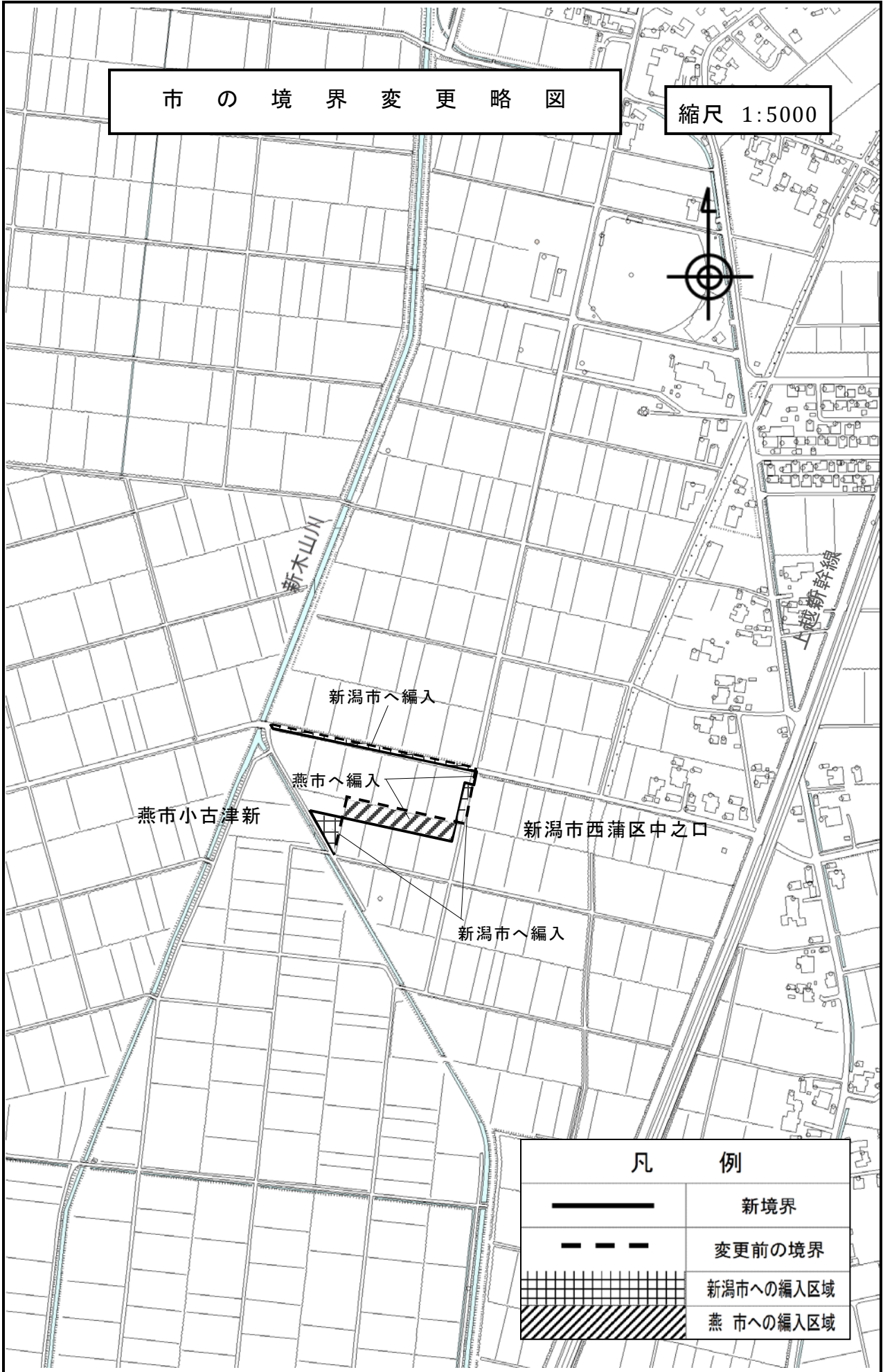
燕市小古津新字境浦 1 0 3 9 の一部, 2 4 2 2 の一部, 2 4 2 3 の 1 の一部, 2 4 2 3 の 3 の一部, 2 5 0 6 の 1 の一部, 2 5 0 7 の 1 の一部, 2 5 0 8 の 1 の一部, 2 5 0 9 の 2, 2 5 1 0 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の一部並びに 2 4 2 3 の 2, 2 4 9 1 の 3, 2 4 9 2 の 2, 2 4 9 4 の 2, 2 4 9 7 の 2, 2 5 0 0 の 2, 2 5 0 3 の 3, 2 5 0 4 の 2, 2 5 1 1 の 2, 2 5 1 2 の 2, 2 5 1 3 の 3 に隣接する道路, 水路である公有地の一部

燕市に編入する区域

新潟市西蒲区中之口 5 6 から 6 2 までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに 9 4 の地先の道路, 水路である公有地の一部

市の境界変更略図

縮尺 1:5000



凡 例

	新境界
	変更前の境界
	新潟市への編入区域
	燕市への編入区域

議案第 35 号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分 of 公告のあった日の翌日から施行するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変更後
町	字	地 番	町
小吉		1630の2の一部、1630の3、1631の2、 1632の2、1633の2、1685の2の一部、 1725の2	上小吉
上小吉		414、415、416の一部、425の一部、 426、427、428の1、429の1、 430の1の一部、557から559まで、 560の1、560の2、561、562の1、 562の2の一部	小吉
東小吉		886から904までの各一部、905、 906から909までの各一部、912の一部、 913の一部、914の1の一部、914の2の一部	
中之口		1、2、3の一部、4の一部、7から9までの各一部、 10の1の一部、12の1の一部、13の1の一部、	

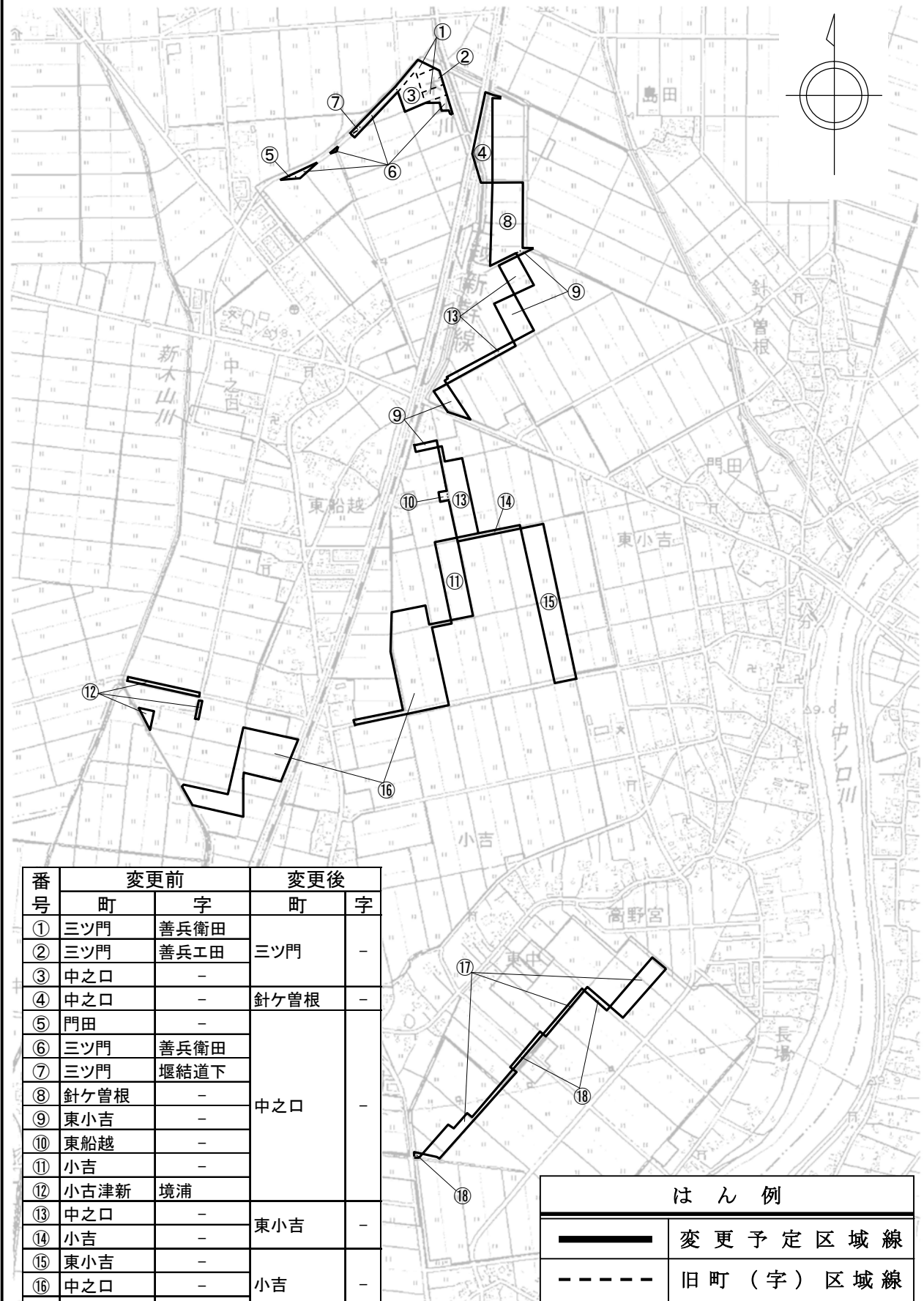
3 1 の 1 の一部、3 1 の 2 の一部、3 2 の 1、
3 2 の 2、3 3 の 1、3 3 の 2、3 4 の 1 の一部、
3 4 の 3 の一部、7 7 の一部、1 4 7 6 の 1 の一部、
1 4 7 6 の 2 の一部、1 5 3 4 の 1 の一部、
1 5 3 5 の 1 の一部、1 5 3 6 の 1 の一部、
1 5 3 6 の 2 の一部、
1 5 3 7 の 1 から 1 5 3 7 の 3 まで、
1 5 3 8 の 1 から 1 5 3 8 の 3 まで、
1 5 3 9 の 1 から 1 5 3 9 の 3 まで、
1 5 4 0 の 1 から 1 5 4 0 の 3 まで、
1 5 4 1 の 1 から 1 5 4 1 の 3 まで、
1 5 4 2 の 1 から 1 5 4 2 の 3 まで、
1 5 4 3 の 1 から 1 5 4 3 の 3 まで、
1 5 4 4 の 1 から 1 5 4 4 の 3 まで、
1 5 4 5 の 1 から 1 5 4 5 の 3 まで、
1 5 4 6 の 1 から 1 5 4 6 の 3 まで、
1 5 4 7 の 1 から 1 5 4 7 の 3 まで、
1 5 4 8 の 1 から 1 5 4 8 の 5 まで、
1 5 4 9 の 1 の一部、1 5 4 9 の 2、
1 5 4 9 の 3 の一部、
1 5 5 0 から 1 5 6 2 までの各一部、
1 5 6 4 の 1 の一部、1 5 6 5 の 1 の一部、
1 5 6 6 の 1 の一部、1 5 6 7 の 1 の一部、
1 5 6 8 から 1 5 7 2 までの各一部、1 5 8 2 の 2、
1 5 8 2 の 3 の一部、1 5 8 2 の 4 の一部、

		<p>1 5 8 3 の 2、1 5 8 3 の 3 の一部、1 5 8 6 の 2、 1 5 8 6 の 3 の一部、1 5 8 7 の 2、 1 5 8 7 の 3 の一部、1 5 9 0 の 2、 1 5 9 0 の 3 の一部、1 8 4 7 から 1 8 5 8 まで、 1 8 5 9 の 1、1 8 5 9 の 4、1 8 6 9 の 1、 1 8 6 9 の 4、1 8 7 1 の 1、1 8 7 1 の 4、 1 8 7 2、1 8 7 3、1 8 7 4 の 1、1 8 7 4 の 2、 1 8 7 5 の 1、1 8 7 5 の 2、1 8 7 7、 1 8 7 8 の 2、1 8 7 9 の 1、1 8 7 9 の 2、 1 8 8 0 の 1、1 8 8 0 の 2</p>	
小吉		8 8 5 の一部、8 8 6 の一部、9 1 7 の一部	東小吉
中之口		<p>1 1 8 5 から 1 1 8 9 までの各一部、1 1 9 1 の一部、 1 2 1 5 の 1 の一部、1 2 1 5 の 2 の一部、 1 2 1 6 の 1 の一部、1 2 1 6 の 2 の一部、 1 2 3 3 の一部、1 2 3 4 の一部、1 2 3 8 の一部、 1 4 3 7 から 1 4 4 8 まで、 1 4 5 0 から 1 4 5 4 まで</p>	
小吉		9 1 8 から 9 2 7 まで、9 2 8 の一部	中之口
東小吉		<p>5 1 3 から 5 1 7 までの各一部、 5 1 9 から 5 2 3 までの各一部、 5 2 4 から 5 3 0 まで、6 4 5 の一部、6 4 6 の一部、 6 4 8 の一部、6 4 9 の 1 の一部、6 5 0 の 1 の一部、 6 5 3 の 1 の一部、6 6 3、6 6 4</p>	
針ヶ曾根		<p>8 6 7、8 6 9、8 7 1、8 7 2、 8 7 3 の 1 から 8 7 3 の 3 まで、8 7 4、</p>	

		897から904まで、 905から908までの各一部	
門田		1417の2、1417の3、1418の2、 1418の3	
東船越		1029	
三ツ門	善兵衛田	208の2、208の3、230の3、 263の1の一部、264の1、264の3	
小古津新	境浦	1039の一部、2422の一部、 2423の1の一部、2423の3の一部、 2506の1の一部、2507の1の一部、 2508の1の一部、2509の2、 2510の1の一部	
中之口911の1の地先の三ツ門字堰結道下の水路である公有地の一部			
中之口		1144の3、1144の5、1145、 1146の1、1146の3、1153の7、 1157の1、1159から1161まで、 1163、1165の1、1165の4、 1166の1、1168の1、1170、 1171の一部、1172の1の一部	針ヶ曾根
中之口		896の1の一部、896の2の一部、 899から902までの各一部	三ツ門
三ツ門	善兵衛田	260、263の1の一部	
	善兵エ田	261の1、262の1	

及び当該変更に伴う公有地を含む

町（字）の区域及び名称変更略図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	三ツ門	善兵衛田	三ツ門	-
②	三ツ門	善兵工田		-
③	中之口	-	中之口	-
④	中之口	-		-
⑤	門田	-		-
⑥	三ツ門	善兵衛田		-
⑦	三ツ門	堰結道下		-
⑧	針ヶ管根	-		-
⑨	東小吉	-		-
⑩	東船越	-		-
⑪	小吉	-		-
⑫	小古津新	境浦		-
⑬	中之口	-	東小吉	-
⑭	小吉	-		-
⑮	東小吉	-	小吉	-
⑯	中之口	-		-
⑰	上小吉	-		-
⑱	小吉	-	上小吉	-

はん例	
	変更予定区域線
	旧町（字）区域線

縮尺 1 : 15, 000

議案第 36 号

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 6 の項中「上越広域伝染病院組合」の次に「、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」を加える。

附 則

この規約は，総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 4 1 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日 提出

新潟市長 中原 八一

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

平成 3 1 年 4 月 1 日

3 契約の金額

1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円を上限とする額

4 費用の支払方法

契約の定めるところによる

5 契約の相手方

住所 新潟市中央区川岸町 2 丁目 6 番地 6 A G E 5 0 2 号

氏名 神代 勲

資格 公認会計士